

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 消防本部総務課

監査実施期日： 令和4年5月25日

監査結果報告： 令和4年6月13日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	改善措置状況	備考
1 全体 誤字脱字や記載漏れ、押印・収受印漏れ等のうち、軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完、訂正されたい。	修正済みです。	
2 業務委託契約 業務委託契約において、着手届及び業務工程表、管理技術者等通知書の提出期限が遵守されてないものが見られたので、適正に事務処理されたい。(R3・鳴子消防署建物総合診断業務)	今後は、進捗管理し、適切に処理します。	
3 修繕関係 着手届及び工事工程表及び現場代理人等通知書において、提出期限を遵守していないものが複数見られた。時系列としては、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に提出し、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と合わせて提出することとなっている。また、着手届に記載されている着手日が、工期の始期と同日で契約締結日の翌日の場合は、着手届の提出日と収受日は契約締結日となる。(加美消防署主訓練棟照明器具修繕R3、加美消防署出動揭示板修繕R3、岩出山分署エアコン修繕R3)	今後は、進捗管理し、適切に処理します。	
4 その他契約関係 消防本部総務課で作成した契約の手引について、関係例規からの引用条項ずれが生じている点や消防署等での監査において指摘・指導を行った点について、手引の改正や契約事務の指導について検討されたい。	事務効率の観点も含め、契約事務に関する手引き全般の改正を検討中です。	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。